

1. 件名:大飯発電所3、4号炉長期施設管理計画認可申請に関する事業者ヒアリング

2. 日時:令和6年1月22日(月) 14時00分～16時00分

3. 場所:原子力規制庁 9階 B 会議室(※一部TV会議システムによる出席)

4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門

塚部安全規制調整官、岡本上席安全審査官、雨夜上席安全審査官、市川安全審査専門職、
今田審査チーム員、鈴木技術参与

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

田口主任技術研究調査官、河野技術参与※

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー 他11名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力設備グループ 副主幹※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力設備 Gr 専任副長 他1名※

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部 高経年化評価グループ 担当※

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 エンジニアリング部 共通設計課 主任※

中国電力株式会社

島根原子力発電所 保修部(保修技術) 課長 他1名※

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備保全グループ 担当※

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力経年対策グループ 課長 他1名※

日本原子力発電株式会社

本店 発電管理室 設備管理グループ 課長※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 設備保安タスク 主任※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

- ・大飯発電所3、4号炉 長期施設管理計画認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:07	は、
0:00:09	それではただいまより、大飯発電所 34 号炉長期施設管理計画認可申請に係るヒアリングを開始させていただきます。
0:00:23	規制庁岡本です。
0:00:26	事前に資料の方はいただいておりました、内容確認しております。で、時間の関係もありますので、
0:00:37	こちらから気づき事項を申し上げるというやり方でよろしいでしょうか。
0:00:47	はい関西電力深山でございます。はい。その進め方でお願いいたします。
0:00:54	規制庁岡本です。ではそれで進めさせていただきます。
0:00:59	早速ですが、私から確認をさせていただきます。
0:01:07	まず、
0:01:09	2 ページ。
0:01:10	でございますが、こちらの事実確認だけですけれど、本文の 2 行目の付則第 4 条というところは、正確には、第 1 項、
0:01:22	ではあるんですけど、それは申請書の方にも、そこは明記されていないので、ここの表記は申請書に合わせています。そういう理解でよろしいでしょうか。
0:01:33	はい関西電力深山でございます。そのご理解で大丈夫でございます。
0:01:41	規制庁岡本です。続けます。次いで 4 ページなんですけれど、
0:01:46	こちらでですね、組織図が書かれています。まず、
0:01:54	すいません幾つかお尋ねしたいんですけどまず上の黒ポツの二つ目です、策定手順及び実施計画を策定し、
0:02:05	長期施設管理計画を策定を開始とありますが、この実施計画っていうのは何の実施計画でしょうか。
0:02:16	は、関西電力宮でございます今回の長期施設管理計画、それぞれ大井大井でしたら 34 号炉、弊社の場合でしたら高浜 12、
0:02:27	7 プラントですかね、それらにつきまして衛藤。
0:02:33	手順に従って計画を策定するという計画を、
0:02:37	迷うよう長期施設管理計画を作っていきますよという計画を策定しております。
0:02:45	あ、すみませんこれは関西電力全体のお話をされていて、各プラントの
0:02:55	計画策定をいつやるみたいなのを決めたっていう意味の実施計画。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:59	というご説明でしたはい。すみません全体ちょっとお話ししてしまいましたけれども、各プラントんで計画を
0:03:11	計画を作ってやっていきますというのを決めたものになります。
0:03:19	規制庁岡本です。
0:03:21	それでは、ここの競った
0:03:26	ですね、この部分については、少し申請内容の説明からはみ出す、もうちょっと大きな、
0:03:36	フレームワークを述べられてるっていうことでしょうか。
0:04:09	規制庁カワモトですいませんちょっと言い方を変えますと、この実施計画を策定しの部分は、申請書のどこかに対応した記載なんでしょうか。
0:04:20	それとも、申請書の外の話をされてますか、どちらでしょう。
0:04:37	すみません関西電力深山でございます。えっとですね、現状としましては、これ手順作って計画作ってっていうのは、従前から高経年化技術評価やるには必ずこういう手順を踏んでやっております。
0:04:51	そこはですね、
0:04:53	現状、今は
0:05:08	衛藤。
0:05:09	今の長期施設管理計画の記載でいきますと、
0:05:13	5.4. 3 で工程管理というのが記載あるんですけども、そこに該当するようなものになります。
0:05:22	ここは 30 年目の評価を活用しているところなんで、ここの中身自体はですね、
0:05:30	30 年目の評価になっちゃってるんですけども、実態としては同じようなことを、今回もやってますということになります。
0:05:39	まさにすみません、規制庁岡元です。このページで一番確認しないといけないと思ったのは、いわゆる
0:05:50	5.4。
0:05:52	に書かれている体制図と別のものがついてるんですね。はい。ですので、まず、これ何者なの。
0:06:01	ていうのがよくわからない。
0:06:03	はい。
0:06:09	何の説明もなしにですね、これを出されるとですね、申請にこれが体制として書いてあるんだって、読み手は思いますよね。
0:06:20	それが、実はそうではないので、ちょっとそういう誤解を避ける意味でも、これを示すんだったら、きちんと位置付けなりを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:31	書いて欲しいっていうのが、申し上げたかったところで、
0:06:37	ちょっと、申請書には書いてないんですけど、実態妥当性の、今回の評価だということか、それとも、別紙1についている。
0:06:47	追加評価のことを書いてるんだ。
0:06:51	のか。はい。
0:06:52	少なくとも、
0:06:53	申請書の、
0:06:55	5.4に書いてあることとは違うので、
0:07:03	はい関西電力深山でございます。
0:07:06	今回実態について、ちゃんとお説明させていただきますというご説明を先ほど、
0:07:15	もう、
0:07:17	今回直接かもあれですから長期施設管理計画の、
0:07:23	記載の中にあるものではない。
0:07:30	はい、規制庁岡本です。
0:07:33	事業者の資料なので、基本事業者が書かれた説明されたいと思うことを書くんですけど、これをそのまま書かれるとですね、
0:07:45	申請書の実施体制がこう書かれていると、読み手は解釈しています。してしまいますので、それは適切ではない。
0:07:57	はい。そこは、これを書きたいのであれば、これが何者かをちゃんと、説明を付した上で示していただきたい。それが、
0:08:08	追加評価の部分の体制だよと言うのか、
0:08:15	それともす別のものなのかわかりませんが。はい。申し上げたかった趣旨は、誤解のないように、
0:08:24	書いてくださいと。はい。ということです。関西電力岩崎でございますご質問の趣旨理解いたしましたのでこの
0:08:33	対4ページ目の体制についての位置付けを明確にした上でちょっとご説明させていただきます。
0:08:41	はい。規制庁岡元です。そこはお願いします。その際に、実施計画の意味するところも、もう少しわかりやすくしていただければと思います。
0:08:53	続けます。資料の5ページなんですけれど、これは受振日本語の話なんですけど、
0:09:04	最初の丸の2行目から3行目にかけてですね。
0:09:10	これまで実施した先行プラントの高経年化技術評価書。
0:09:16	である。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:18	2023年6月までを、
0:09:21	何か日本語になってないと思うんですけど。
0:09:28	この点は、技術評価書の
0:09:31	期間、
0:09:33	もう何がCに当たるとかいう意味なんでしょうかちょっと教えていただけますか。
0:09:43	ここで言ってるのは高浜1分、
0:09:49	である。
0:09:56	うーん。
0:09:58	わかりました。戦後一番近く薄アノ資金であった高経年化技術評価の評価期間が2023年6月までとしてましたということをご説明したいと思うので、
0:10:11	確かにJ-Rっていうのはおかしいと思いますので、見直しをしたいと思います。
0:10:17	規制庁岡本です。わかりましたでは適切な日本語にしてください。
0:10:22	あとこれもテイクノートだけですけれど、
0:10:27	このページは、申請書の内容、要約されてるっていうことなんですけれど、
0:10:37	本来ですね、
0:10:47	本来ですと、これ、上から4行目にも書いてあります通り、反映要否を判断したと書かれていて、
0:10:58	本来反映結果がどうだったのかっていうところまで踏み込んで説明いただくべきところ。
0:11:06	だと思ってます。はい。ただ、銀行では、ここに書かれている通り、申請書では、
0:11:16	考慮した事項が示されているのみで、ちょっとそれがどう扱われたのか、書いてないのが実情と理解しています。これは現状認識を述べただけです。
0:11:37	すみません、現状認識に誤り等あれば言ってください。
0:11:44	すみません関西電力深山でございます。えっとですねところ5番、5番というか、5ページ目を受けまして最終形のここで我々が評価、
0:11:56	見直しとかが必要ですねとしたものは、Aにつきましては、んとですね、17ページからの30年目の評価から更新した内容というところで、
0:12:09	ちょっとこのまま書いた方がいいかっていうのをちょっと悩みまして、更新した内容ばかりまとめて後で整理しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	認識でございます。
0:12:21	規制庁岡本です。ちょっと行き違いがあるのはですね、今申し上げたのは、パウポの話というよりも、申請書上の話をしています。
0:12:52	すいません監査委員の分野でございます結果のすべてからくそ等、記載されてるかっていうのは例えばロビンソンの話は多分書いてなかったかなと思いますので、
0:13:03	が、追加評価としてなったものにつきましては別紙の方で記載している認識でございます。
0:13:19	規制庁岡本です。申請書の内容は今後細かく確認して、
0:13:26	いきますが、
0:13:30	はい。
0:13:31	もう、
0:13:33	5.7. 3.2。
0:13:35	申請書ですね、
0:13:39	影響判断して反映を実施するって何か、
0:13:43	今後の方針みたいに書かれているのも、ちょっと違和感があって、他のところでちゃんと読めるのであれば、また追ってそう言っていただければいいですけど、
0:13:54	その結果をね、
0:13:56	きちんと我々確認しないとイケない。それが審査基準等の要求なんですけれど、少なくとも、ここではちょっと尻切れトンぼな印象ですねということをお願いただけです。続けます。
0:14:12	6 ページ目なんですけれど、
0:14:17	とですね。
0:14:25	まず形式的なところを言いますと、6 ページ目の内容って、構文がまちまちなんです、まちまちと言ってるのはですね。
0:14:36	上記施設管理計画に定める劣化管理を実施していく。
0:14:42	ていう言葉があつたりなかつたりなんですけど、
0:14:48	つまりですね、書いてある内容を、裸で言うか、それとも、これこれの内容を計画に定め、劣化管理を実施していくと書くか、ちょっと
0:15:02	そろってないんですね。可能であれば、公募はそろえていただきたいと思います。
0:15:09	というのと、ここって、本来であれば、7 ページから 16 ページの要約のはずなんですけれど、
0:15:20	必ずしもそうになってない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	とってますと、そこもちょっと改めて再確認していただければと思います。
0:15:31	で、具体的に気になるところは、具体的、すいません、ちょっと項目挙げていますけれど、
0:15:39	まず 2 番なんです。2 番は、劣化管理の方法及びその結果なんですけれど、内容を見るとですね、
0:15:51	計画、
0:15:53	の策定ですかね、に必要な劣化評価の方法その結果等を計画に定める。
0:16:02	いや、
0:16:03	こうやって、
0:16:04	劣化評価の方法、結果、
0:16:06	書きます。その内容は、必要な劣化評価の方法及び結果を書きましたって
0:16:13	説明してないんですね、ないに等しいっていうのと、
0:16:17	あと、劣化評価の方法や結果はもうファクトなんで、計画に定めるっていうのはおかしくて、定めるっていうのは方針。
0:16:27	とかに使うものですよね。はい。
0:16:30	もうすでにあって、変わらない規制技術を、計画にてメール、記載するならいいですよ、と書くところにも違和感があります。
0:16:40	これきちんと中身を書くのであれば、
0:16:45	後の要約としては、
0:16:48	というか、本来、劣化評価のあるべき姿としては、
0:16:54	通常点検及び劣化点検により、
0:16:57	施設の劣化状況を把握した上で、
0:17:00	使用履歴等を踏まえて、評価対象機器を選定し、技術評価を行って、
0:17:07	判定基準を満足し、技術基準適合になることを確認しました。
0:17:13	一部の機器については追加保全策を抽出しましたみたいなことが、中身になると思ってんですけど、ちょっと今中身ない。
0:17:22	とってます。
0:17:23	で、次いで③のところなんですけれど、
0:17:27	③のところもですね、
0:17:34	これを受けてるのは、11 ページなんですけれど、
0:17:43	11 ページの要約とも少し違うなとってますと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:49	今、6 ページに書いてあるのは、従来の長期施設管理方針に加えて、現行保全を定めます。
0:18:00	としか書いてなくて、はい。
0:18:03	これだと、何か今までのこと。
0:18:06	こうやるっていうことしか言えてないように見えるんですけど、11 ページでは、そういうことではなくて、
0:18:17	11 ページは、現状保全を継続するとともに、
0:18:23	劣化管理、
0:18:25	すいません。
0:18:27	劣化評価の結果から抽出された追加保全策を、保全計画に反映して計画的に実施していく。
0:18:36	みたいなことが書かれていて、
0:18:38	これが本来、6 ページの方に書かれるべきことだと思います。
0:18:44	ちょっと今言ったことも踏まえてですね、6 ページの記載内容、コウ分がそろっているか、ちゃんと中身が説明できていて、
0:18:54	後の要約になっているか、見直していただけますか。
0:19:02	はい関西電力深山でございます。承知いたしました。
0:19:08	規制庁オカモトです続けます。パワーポイント 8 ページなんですけれど、
0:19:17	まずですね。
0:19:19	柱書の産業が、
0:19:22	すいませんちょっと私よく理解できなくて、そのあとは、
0:19:29	通常及び劣化点検の方法、結果、
0:19:34	と、経年劣化に関する技術的な評価、あと技術評価の結果っていうふうになっているんですけど、
0:19:46	はい。
0:19:48	ここにわからないのかですね、
0:19:52	従来の長期施設管理方針に加えっていうのが、
0:19:58	必要なのか、これが、このフレーズがあるとないので何が違うのかっていうのがわからないというのと、
0:20:08	現在、さっきと同じことなんですけど、従来の方針に加え、現在の行っている活動を性確認し整理したっていうと、現状整理以上のことは何もしてない。
0:20:21	ように見えるんですけど、これは適切な記載なんでしょうか。はい。
0:20:37	そうですねちょっと 30 年目。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:42	合計の下限B評価っていうのが、評価の結果っていうのが、長期施設管理方針が、それに該当するというのでそれ一を
0:20:52	ちょっと前面に出し過ぎてるかなと思いますので
0:20:56	特に必要。
0:20:58	期間のところに、ここでそんなことを書く必要はないかなと思いますのでご指摘を踏まえて、県、修文をさせていただこうかなと思います。
0:21:08	はい。規制庁岡本です。ちょっと申請内容、
0:21:13	ですね、後述の1から3、
0:21:16	の間に導入として適切な記載にさせていただければと思います。
0:21:22	次いでですね、中身の方なんですけど、1ポツで、通常点検及び劣化点検の方法及び結果で、
0:21:32	最初のポツでですね、前回のヒアリングを踏まえて多分、
0:21:38	通常点検と劣化点検の定義をご説明いただいていると思ってるんですけど、これは申請書上は必ずしも明記されていないけれど、
0:21:51	理解を助けるために、今回追加いただいた、まずそれはそういう理解でいいですか。
0:21:58	関西電力深山でございます。そのご理解で結構でございます。
0:22:04	はい。
0:22:04	では、書いてはいただいているんですけど、改めてですね、通常点検とは、劣化点検とはどう定義されているのか。
0:22:16	もう少し、ここ、この場でご説明いただいてもいいですか。
0:22:24	金城点検と通常点検につきましては、こちらでは
0:22:34	保安規定、
0:22:36	ちょっと一番大枠のところろうで記載をさせていただいておりますけれども保安規定の施設管理計画に基づいて点検計画、
0:22:46	基づく点検計画として実施してる間、通常でいきますと途中、定期点検のときに分解点検して、実施しているもの。
0:22:56	それから周期決めてやってるものそれからCBMみたいに点検状態を見ながら点検してるもの、それからプラントの運転中に
0:23:08	巡視点検というのを保修課員とかやっておりますけれども、そういうものも含めて、実施してる、保全自体を、全体を通常点検として、
0:23:21	考えております。
0:23:23	はい。規制庁岡元です。では保安規定の施設管理の条文、
0:23:30	行っておる活動、ほぼ全体を通常点検と位置付けたっていう理解でいいですか。はい。そのご理解で結構でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:41	では、
0:23:42	Ricker波、
0:23:44	点検の定義は何でしょうか。こちらも改めてご説明いただけますか。
0:23:51	はい。劣化点検につきましては、衛藤。まず
0:23:56	劣化点検自体も通常点検の中に、要は保安規定の施設管理計画に基づく点検というのは弊社の場合関西電力の場合保全指針とか社内標準に基づいて実質のすべてになります。
0:24:12	社内標準とか個別の稟議といいますかですね。
0:24:19	業務決定表彰で実施してるものすべてになりますので、劣化点検につきましても、要は点検実施するものにつきましてはすべてすべからくその中に含まれていると考えております。
0:24:31	では劣化点検で何なんですかっていうのは、ところ経年化技術評価を実施するにあたってその内のですね高経年化対策上着目すべき劣化事象を、の、
0:24:43	評価をするにあたって点検、評価するためのデータとしてを取得しようということ、
0:24:56	それ用に実施した点検のことを、特に劣化点検として、
0:25:04	考えてございます。従いまして健全性評価こちらに書いておりますが、評価の中で、データを用いて評価し、やるものっていうのはちょっと着目すべき経年劣化事象であって、
0:25:20	評価の中身っていうのをちょっとご説明しておりませんが、その中で現状保全という項目で上の通常点検に当たるものを書いてるんですけども、整理してるんですけども、
0:25:32	この評価人自体に用いているのは健全性評価のところに記載しているものになるかと考えております。
0:25:40	以上です。
0:25:41	規制庁岡本です。ちょっとわからなかったのがですね、
0:25:46	いわゆる
0:25:47	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の健全性評価
0:25:53	これは、
0:25:54	すいません。実用炉則 113 条でいうと、
0:26:00	5 号のハの経年劣化に関する技術的な評価に、
0:26:05	関する経年劣化に関する技術的な評価、この
0:26:13	後は、
0:26:15	とイコールだと思っていいですかまず。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:29	いわゆる技術評価。
0:26:32	ですね。はい。
0:26:38	すいませんちょっと今おっしゃられたところがちょっとよく、
0:26:45	読みつけ切っていないんですけれども、ここで言ってます、着目すべき経年劣化事象と呼んでますのは、審査審査基準でいきますと、9 ページ目の
0:26:58	これにPOS、
0:27:00	2 ポツ両括弧 2 の④で記載のある、まず主要 6 事象、
0:27:09	これ以外にもですねその下でまた次、また以降で
0:27:16	評価するものということになりますので、また以降のところもありますけれども、
0:27:21	実際の評価をやってみないとわからないところがあって、評価に活用したものを、劣化点検としては整理し直してるという、
0:27:32	ものをご理解いただいたらいいかなと思います。
0:27:36	はい。規制庁岡本です。
0:27:39	ちょっと細かいことですがどちらかよくわからなかったのが、最終的に評価にデータを使ったものが、
0:27:49	劣化評価って言われてるのか、評価のために追加的に実施したものが劣化評価、劣化点検ですねと言われているのかどっちなんでしたっけ。
0:28:05	二通り言われたかのように、これ似て非なるものなのでどっちなのかなと思ったんですが、
0:28:17	点検した段階では、
0:28:19	疼痛、通常点検の形でやっておりまして、健全性評価で用い、
0:28:26	に用いた段階で、レッカー転記その中のその使った点検機、
0:28:32	自体を劣化点検として定義し直してる。
0:28:36	ことです。
0:28:38	はい。規制庁岡元です。
0:28:41	ご説明は、一応、わかりましたっていうことなんですが、ちょっと申し上げないといけないのは、
0:28:48	これ、実用炉則の定義と違いますね。
0:28:52	ことなんです。
0:28:53	実用炉則は、劣化転勤を通常点検以外の点検、または検査でやってっ て言ってるんですね。
0:29:03	普通だっけ言った途端、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:05	実用炉則の整理と違うってことなるんですけど、これはあえて違う整理をするってことでしょうか。それとも、前の通常点検、
0:29:17	最終金をもって整理し直すときには、劣化点検と位置付けられたものを、通常点検から除かれる。
0:29:26	という理解でいいですか。
0:29:38	実質上は先ほどミヤマ申し上げた通り、
0:29:42	この通常点検、
0:29:45	の中で、劣化点検の内容も含めてやってるんですけども高経年化技術評価をやる際には、そのうちとったデータについて評価に使うと。
0:29:58	いったものになりますと、それは劣化点検という扱いに、
0:30:03	しますんで、
0:30:05	通常点検から、
0:30:08	ものを除くという結果、結論として除かれる、結果形として除かれるという扱いになるかと考えており、
0:30:20	はい。規制庁河本です。わかりましたというか評価した結果を、
0:30:27	計画に、
0:30:28	結果として書かれるわけですからその段階で整理して、そこは実用炉則の定義に合わせられるということで理解いたしました。
0:30:44	すいません。続きますね。
0:30:49	最初のポツで、細かいところは、いや、
0:30:54	うちは普通ひらがなですね、幼児としては、はい。
0:30:57	二つ目のポツなんですけれど、
0:31:02	二つ目のポツの最後にですね、括弧 5.3 保全概要と書かれていて、これは申請書の表なんですけれど、
0:31:12	違和感があるのはですね。
0:31:15	ここだけは、ここに詳しく書いてあるよって言って申請書リファアされてるんですけど、そもそも、
0:31:24	他のところは売ってないんですよ。これはどちらかだと思ってまして、全部きちんと打つのか打たないのか、何かちぐはぐに打ったりウタなかったりは、
0:31:37	ちょっとあの浸水説明資料上綺麗ではないので、そこはご確認をお願いします。
0:31:48	規制庁オカモトです続けます。最後のポツなんですけれど、これは通常点検の結果が見えないというようなお話をさせていただいて、
0:32:01	書き込んでいただいたんですけど、認識しているんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:08	ここですね、まず前半で、
0:32:10	添付書類に両括弧 2、
0:32:14	引かれているんですけど結局これ、添付されているPLM30 の技術評価書にいくわけですけど、
0:32:25	それが適切かどうかは別として、今の申請書ってその内容ほぼ転記されてるんですね。
0:32:31	こっち見なくても、同じことが申請書に書いてあるんじゃないのと思うんですけど。
0:32:38	この点は、
0:32:42	いかかでしょうか。
0:32:52	通常点検の結果で、長期施設管理系架空の本文には着目すべき経年劣化事象が主に書かれています。
0:33:04	したがってすべからくそれを見たい、確認が必要だということになればということで、添付書類 2 の両括弧 2、要は高経年化技術評価これ
0:33:15	着目すべき経年劣化事象以外の日常劣化管理事象につきましても、評価をして、記載しておりますので、すべてすべからく合格、前回のコメントを伺いまして、
0:33:29	そういうのが必要なのかなということでこちらを引用。
0:33:33	呼び込む形として記載させていただいております。
0:33:40	と規制庁岡本です。
0:33:42	ちょっと、どこを、すいません、どこに、のことをおっしゃってるのか、例示でもいいので教えていただけますか。
0:36:05	規制庁オカモトです。おっしゃりたいことは、
0:36:11	わかりましたが、
0:36:14	一つは、あれですよこれは、
0:36:20	高経年化対策上着目。
0:36:26	すべき。
0:36:28	すべき経年劣化事象ではない事象、
0:36:32	2、
0:36:33	続いて、通常保全で何をやっていて、その結果がどうかって書かれているってことですね。
0:36:43	ただ、
0:36:44	30 年目 PLM の結果であって、
0:36:48	本来示していただくべき申請時点の結果ではない。
0:36:51	てことそこは、蛇足ですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:56	そういうふうに書いていただけますか。
0:36:58	そういうふうにとってるのは、
0:37:01	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象、
0:37:11	ちょっと長いので、いわゆる経年劣化事象、
0:37:15	それ、それが正確なのかすみません、そこはいいんですけど、
0:37:20	そのマトリックスで、
0:37:23	通常点検の結果、何やってて結果がどうだったかが書いてある。
0:37:27	てことですよ。そういう意味、いわゆる通常、
0:37:32	全体の網羅的な説明といえるかどうかでことなんですけど、
0:37:37	はい。
0:37:41	だって、
0:37:43	通常点検って、経年劣化のためだけにやってるわけじゃないですよ。
0:37:59	書いてあることを正しくこれはここに書いてあるって言うていただくのはいいんですけど、
0:38:07	私は全体の網羅的な説明ではないと思ってるんですけどさっきの時点 を先差しおいてもですね、
0:38:16	それはそうではなくて、
0:38:18	これを寄せ集めれば、全部説明できているんだ。
0:38:22	てことでいいんでしょうか。
0:39:49	すいません関西電力深山でございます一応ですね添付書類には確かに おっしゃってるようなすべてではなくて、評価対象に対して劣化事象が 想定される部位に対して実施してます。
0:40:02	通常点検というのを記載しているものになります。
0:40:05	従いましてちょっとわかりにくくて申しわけないんですけども技術評価に 用いた通常点検の結果等、
0:40:13	等ってつけたからあれかもしれません。結果につきましてはここに今記 載してますという形をとらせていただいていたつもりでございました。
0:40:23	はい。規制庁岡本です。趣旨としてはですね、課題にも、過少にも取ら れないように、
0:40:31	適切な記載としてくださいということです。最終的な記載はお任せしま す。で、
0:40:38	続けますけれど後半の
0:40:42	6 ポツ、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置におい て、ほにやららって書かれていますけれど、
0:40:55	ここちょっと勘違いされているのではないかなと思ってまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:04	ここで引かれてるのって、また実用炉則で言うんですけど、
0:41:10	実用炉則 113 条の、
0:41:14	第 1 項、午後は、
0:41:19	評価結果であって、新野。
0:41:23	通常点検の方法及びその結果じゃないと思ってるんですけど、
0:41:33	2 のことをどう書いてあるのかって聞いているのに歯のこと言ってませんか。
0:41:39	という、
0:41:40	事実確認です。
0:41:46	全体を通して、先ほどご指摘のあったように上の段階はすべてのやつではないので、その全体の概要としてどっかに記載しているものはないかなということで、
0:41:59	6 ポツの引用を
0:42:04	書いてることをここで記載させていただきました。もともとの通常点検及び劣化点検の方法及び結果のところには記載がありませんねというのはご指摘の通りだと思います。
0:42:24	いいよ。
0:42:25	もう 1 回同じことを言いますけどね。
0:42:28	この後半書いているのは、
0:42:31	午後のは両括弧、
0:42:35	3 の部分の話でしょって、今お話してないじゃないですか。
0:42:41	ということに対しては、
0:42:43	いや、そうじゃないんだって言ってるんですか。
0:42:51	電力の岩崎でございます鎌田以降につきましては、
0:42:54	各種 13 条の第 1 項 5 号ハのこと。
0:43:00	になってるのに、
0:43:02	ミイのことを、評価の結果を書くことに対して、このことを書いているというのがちょっと不適切、不適切というか、
0:43:13	意味がないよねという話だと思いますので、それに、規制庁加茂です。それ、これ方針じゃないですか。
0:43:20	通常点検をちゃんとやっていれば大丈夫ですよってということがちゃんと確認できましたっていう用紙ですよ。それに対して、求めているのは、
0:43:31	申請にあたって、通常点検の結果確認しましたよねどうでしたかっていうのと違いますよね。
0:43:42	はい、理解して、今度はまた以降を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:46	については削除といいますか、ちょっと本を後ろに書いてあるんで、
0:43:52	ここはあくまでも劣化点検方法及び結果に関する事項。
0:43:57	を書かしていただく。
0:43:59	ということで理解いたしました。
0:44:03	規制庁岡本です。では、続けますね。
0:44:10	9 ページなんですけれど、
0:44:14	一番下の行ですね。
0:44:17	劣化点検の方法については、5.3 保全概要において整理している。
0:44:28	ていうのは正しいですかね。
0:44:56	はい。で、
0:44:58	申請書の中にページを見ていただくと、
0:45:01	①コンクリート構造物点検ということで、中性子各笠野点検結果、コンクリート塩分浸透の点検結果書かれていますので、
0:45:12	劣化点検の結果について書いてありますっていうのはアグリーなんです。
0:45:18	中性子深さの点検方法って、何て書いてありますか。
0:45:31	方法って、
0:45:33	掛けてないに。
0:45:35	ここではそこまで詳細書かれてない。
0:45:39	じゃないんですかこれ、事実と合ってる。
0:45:43	説明資料の記載ですかと申し上げます。
0:46:15	はい。関西電力岩崎です。結果、おっしゃる通り結果についてはまとめておりますけれども、方法については、
0:46:24	確かに細かくは書いてないというところです。
0:46:34	うん。
0:46:35	うん。
0:46:38	はい、すいません。
0:46:41	はい。
0:46:51	はい。
0:47:01	はい。
0:47:03	了解いたしました。
0:47:05	それから申請書に基づいて正確に書かせていただきます。
0:47:12	規制庁岡元です。続けます。
0:47:15	10 ページ目、これは事実確認だけなんですけれど、
0:47:20	10 ページ目の 2 ポツの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:23	黒ポツが三つ並んでますけれど、3番目ですね、供用開始した特重、蓄電池3系統目充電器3系統目蓄電池を
0:47:35	についてと書かれてますけど、
0:47:38	確認するのは、これ限定列挙でこの三つしかないってことでいいですか、それとも、
0:47:46	等とかがあるべきなんでしょうかという、これ確認だけです。
0:47:57	はい、わかりました。
0:47:59	じゃあ、
0:48:01	そういう意味だと、AポツB及びCってことですね。はい。あと、本当がちょっと乱れてるように思うので、※のところですね。
0:48:12	そこは適正化してください。
0:48:22	規制庁岡元です。続けます。
0:48:25	次に11ページなんですけれど、
0:48:29	ここはですね、
0:48:32	ちょっと文章がベタッと書いてますので、可能であれば、箇条書きにして、簡潔にすることを検討してください。
0:48:45	はい。承知いたしました。
0:48:51	規制庁岡本です。続いてですね、
0:48:59	ちょっとお待ちください。
0:49:22	すいません。失礼しました。11ページの、
0:49:26	文章の第2段落目従って以降なんですけれど、第1文と第2文が、さらにで結ばれているんですけれど、さらになって
0:49:39	別のことを追加するってということなんですけど、さらにで書かれているものは第1部の内数ではないんでしょうか。
0:50:04	はい。では、
0:50:06	ちょっと接続詞なりは、
0:50:09	適切な適切な接続詞を使っただけであればいいですよ。はい。
0:50:14	では、見直しをお願いします。
0:50:17	次に、
0:50:20	16ページなんですけれど、
0:50:31	すいません。
0:50:34	ちょっとですね、
0:50:39	海の1ポツ2ポツで書かれているほどと、
0:50:44	下のポツで書かれていることとの関係がよくわからないという、あと、1ポツのところですね、劣化管理、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:54	QMSに基づく劣化管理に関する一連のプロセスを示したと書かれているんですけど、
0:51:02	これ前回事実確認として、書けてないんじゃないかというようなご確認をさせていただきますが、これは、
0:51:12	書いてあるっていう、ご主張なんでしょうか。この点確認させてください。
0:51:36	関西電力深山でございます品質マネジメントに基づく、
0:51:41	クロダとキシダシアノ品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連プロセスっていうのが、
0:51:47	現状の長期長期施設管理計画には記載ができてないと思います。
0:51:53	一応そう、どう考えてるのかっていうのは、
0:51:58	下のちょっと
0:52:02	黒ぽつポツ二つありますけども二つ目のポツ。
0:52:08	になります。
0:52:09	はい。ごめんなさいね
0:52:12	規制庁岡本です。
0:52:15	さっきと同じことなんですけど、
0:52:17	書いてないのに書いたらって言われると、
0:52:20	うまく書けてないでしょと指摘せざるをえないので、
0:52:24	そこは正確に書いていただきたいということと、ここだけです、審査基準に照らして、やりました。
0:52:34	みたいな、別に柱書を書いていただく必要も、
0:52:39	ないかなと思ってますの。
0:52:42	これまで項目ごとに申請書の要約を書かれてたんですよね。それだとすると、下の二つのポツがそれなんじゃないかと。
0:52:52	思ってますので、この点も記載を適正化してください。
0:52:58	はい基礎上の1ポツとか2ポツは確かにご指摘の通り、他のペ他の項目について特に記載してない内容になりますので、
0:53:10	削除する方向で見直しの方、かけたいと思います。
0:55:23	規制庁岡本です。
0:55:26	ちょっと前半の議論とも関連するんですけど、結局、既認可との差分、
0:55:34	補アノは何ぞやという命題はですね、結局、今回の
0:55:41	申請にあたっての劣化評価をどういうふうにやってどういう結果でしたかっていうのと、同義だと思うんですね。今回、
0:55:51	30年目の強化はあるんですけども、それを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:58	最新化しなければいけないと。一つは、最新知見等を踏まえて、評価方法、判定基準を変える必要があるやなしやというのを検討してそれを反映する。
0:56:10	あとは、機器が増えているので、或いは減っているもので、それを評価対象機器の見直しを行うと。
0:56:20	あと、審査基準にもありますけれど、最新の申請時点での技術基準に基づいて、
0:56:31	現にある設備がちゃんと維持管理できてますか、これは最新の点検結果等を用いて確認しなければいけませんし、
0:56:41	必要な設工認等の手続きがちゃんと行われていますかというのも、30年目以降も設工認ありましたよね確か。
0:56:53	はい。それも見ないといけないですしさらには、審査基準を見ていただくと、設工認は取れたんだけど、まだ、
0:57:03	作ってる途中でインサービスしていませんと。ただ、
0:57:07	長期施設管理計画の式、
0:57:11	ライン、4号施行日ですね、サービスする予定のものがあれば、それも入れないといけないみたいなのも含めてですね、
0:57:21	最新
0:57:23	の状況に照らして、リバイスが必要ですので、そこは、
0:57:29	まず全体の評価、どういう流れ、どういう体制で行ったか。
0:57:35	ということを示していただいた上で、そのうち、今言ったような、
0:57:41	最新知見の反映だとか、機器の更新みたいなものは、そのパーツとして、より詳しい具体的な設備を付け加えていただく。
0:57:52	ていうものなので、ちょっと今の時点で、ここにあるようなもの、
0:57:58	ですとちょっと網羅的な説明にはなっていないのかなと思います。
0:58:11	規制庁岡本です。ですので、
0:58:13	ちょっと
0:58:15	次回会合で説明。
0:58:18	どうしてもされたいかどうかについては、改めてご確認をいただければと思います。
0:58:32	はい承知いたしました。
0:58:36	今追加点検した、追加評価したところろろ2、軸足を置いた記載になっちゃってますので、
0:58:47	おっしゃってたように全体をとらまえるのとらまえ、中身を確認できるような形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:54	でのちょっと整理が要るかなと思いますので、17 ページ以降、
0:59:00	オオノ 23 ページ目までになるかと思いますが、ここの扱いにつきましてはちょっと持ち帰り検討させていただきたいと思います。
0:59:12	規制庁岡本です。
0:59:15	私からは以上ですが、
0:59:17	他に発言があればお願いします。
0:59:30	もし規制庁の市川です。お願いいたします。
0:59:34	すいません今パワーポイントいただいているところの申請書の話で恐縮なんですけれども、3号4号を見比べていると、基本、
0:59:44	概ねほぼすべての項目が1点。
0:59:48	差がある場合、3号の方が文章手厚いんですけれども、
0:59:54	何か理由ありますか。
0:59:57	本当全体的に見ていただくと本当にそうなるんですよ。どこっていうわけじゃなくて、下がる部分も全部サンゴが全部出やすいような構造になってるんですけれども。
1:00:14	例えばですけれどもちょっともう、お出ししないかもしれませんが、17 ページで言えば、
1:00:21	コウサンゴD60とか蓄電池とか、そんな設備あるけれどオオイワは、もちろんそそう対象機器が違うとかそういうことではなくて、非評価してそう。
1:00:52	ごめん、ちょっとそれは現場こちらで探しすすみませんちょっといきなり詰まってなくて、
1:01:01	そうです。
1:01:07	ごめんなさいそれぞれを見ながら途中でまた気づいたんですけれども、これ本当に事務的な話なんですけれども、申請書を見て、工事計画とか工認とかこういう計画委員会とか設工認とかも結構いろいろバラバラに表現なっちゃってるので、どこかのタイミングで1回全部見直していただければなというふうに思います。お願いいたします。
1:01:36	すいません。一旦この時点で私からは以上です。
1:01:51	規制庁ツカベすいません私もちょっと細かいところで1点なんですけど先ほどの、
1:01:56	通常点検とレッカ一点検のところ、その規則をどう読むかっていうのを今回初めて整理することになると思うので、
1:02:06	ちょっと先ほどご説明のあった、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	説明で本当にいくのかというのは、若干、我々の中でも精査が必要かな と 思っているところです。その規則を単純に読むと、
1:02:22	施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための、
1:02:27	点検のうち、
1:02:29	実用化に消える。
1:02:32	評価の方法、その結果に密接に関連するものをいうということであると、 先ほど言っていたの。
1:02:39	高経年化上着目すべき。
1:02:42	劣化事象のための点検って、通常点検に普通に読むと入ってしまうの で、
1:02:49	その
1:02:50	整理で、その劣化、先ほどご説明あったのように劣化点検のうち、
1:02:56	着目すべき。
1:02:58	劣化事象に関わる部分を劣化点検と言いますという。
1:03:03	ことが若干矛盾してるよりも、
1:03:06	聞こえたので、ちょっとそこは、
1:03:10	再度、我々でも確認したいと思います。
1:03:20	規制庁岡元です。今、ツカベから言った通りなんですけれど、
1:03:28	実用炉則を素直に読むとですね。
1:03:32	劣化点検っていうのは、経年劣化の観点、
1:03:38	経年劣化といいますか、このは、
1:03:43	午後のはの経年劣化に関する技術的な評価、技術評価のためにやった。
1:03:51	点検が劣化点検であって、技術評価をやらなくていいんだったらやらない ようなものが劣化点検なんですね。
1:04:02	で、通常点検というのは、技術評価。
1:04:07	ありなしにかかわらず、やることはやるんだけど、そのデータを、
1:04:15	使っているようなものがそれに当たるっていうのが、いわゆる実用炉則 を素直に読んだところの分類で、先ほど、
1:04:25	追加的にやるものかそれともデータを使っているもの、すべからくかって 言ったのは、
1:04:32	そこも、
1:04:34	少し違うということなので、はい。
1:04:38	今言ったことは伝わってますか。
1:05:00	我々の認識といたしましては、通常点検っていうのは、
1:05:07	へえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:15	その技術、湯劣化どう、劣化傾向を把握するために、
1:05:24	やっている、ほぼ網羅的にやっているような点検。
1:05:29	であり、
1:05:30	そのうち、密接に関係するというか
1:05:37	評価上必要となるような点検は、
1:05:41	劣化点検
1:05:43	評価に使って、結果として評価に使うようなものになる。
1:05:47	おいては、
1:05:49	劣化点検かなと思ってましてそれが
1:05:54	通常点検の範囲外で個別でまたそういうことをやらないといけないとなれば、
1:06:03	以外で劣化点検という項目になりますし、
1:06:08	通常点検の中で、それが使われることになれば、除外されるという言い方おかしいですけど、イワイになると、ちょっとそういった整理をさせて、
1:06:25	何か規制庁岡本です。
1:06:27	実用炉則と違う整理をされたいっていうように聞こえちゃうんですけどね。
1:06:42	実用炉則を素直に読めば、通常点検は、
1:06:48	技術評価の方法結果に密接に関連するもの。
1:06:55	なんですね。だから、
1:06:59	評価に使うからって言われると、何か通常点検の定義の方に近くて、じゃあ、劣化点検って何だっていうと、
1:07:10	劣化状況把握のためだけに、何か追加でやらなきゃいけないものがそうだ。
1:07:16	藤アノ実用炉則では書いてあるんですね。
1:07:20	なんか、
1:07:23	と、
1:07:26	金。
1:07:28	実用炉則に基づいて申請されるので、
1:07:34	基本そこに合わせ込むんだと思うんですが、
1:07:39	ご検討の余地があるとすれば密接に関連するっていうのをどこまで取るのか、広く取るのか作取るのかみたいな議論はあるんですけど、
1:07:51	基本は、実用炉則をベースに考えられるのが、普通のやり方かなと思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:02	了解いたしましたちょっと実用炉則の記載事項も踏まえてちょっと、
1:08:09	整理の仕方考えた
1:08:30	とは、
1:08:31	他にないようですので、
1:08:33	傍聴されている事業者、
1:08:37	の方或いはサイトの方からも、何かありましたらお願いします。
1:08:56	規制庁岡本です。
1:08:58	よろしいようであれば、これで、
1:09:04	ちょっとお待ちください。
1:09:10	もしも。規制庁の市川です先ほど失礼いたしました。例示として何ヶ所か、見つかりましたので申し上げます。申請書の 54 ページ目のですね、クロスオーバーレグのエルボーのところですよ。
1:09:29	後はですね、101 ページのステンレス公用配管の溶接の施工条件の、
1:09:36	ところですよとか、こういったところはですね
1:09:40	サンゴの方が手厚いので、4号はごめんなさいこれは私の邪推かもしれませんが、4号が先にできてそのあと3号策定するにあたって、
1:09:50	追加して4号や何かやってないんじゃないかなとか思ってしまったんですけど、
1:09:55	そういうことではないですよ。あくまで条件が違うっていう理解関西電力深山でございます江藤ステルスコウ配管のやつは、トラブルが起こったのが3号炉ですので、
1:10:07	サンゴログの4号は水平展開のはなCで記載してまして、3号はそのトラブル起こってるということを踏まえた記載をさせていただいてますので、
1:10:20	マースその辺りでちょっとサンゴで起こったんですけどという、こういう経緯で、新知見を取ろうとしますみたいなことをちょっとそっち側で書かないと、
1:10:32	わかんないかなと思ってサンゴがちょっと厚くしてます。
1:10:36	あと熱時効でして、熱時効の評価はですね、これ評価対象を、54 ページですかね、評価対象がこれ対象部位を選定することになるんですけど、
1:10:51	そこがですねプラントによって若干違ってまして。フェライト量とか発生応力は違う。
1:10:58	ということで、す普通を選定すると

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:02	最低 3ヶ所だったかな、3ヶ所が抽出されるんですが、ちょっと微妙なやつ、応力と、フェライト量だったかな。
1:11:13	が微妙にイヤホンの微妙な差しかなかったりすると、両方取ったりとかっていうのをやってまして、それは従前からやってる方法ですので
1:11:23	それはプラントによって、評価結果が異なりましたということになる。
1:11:29	はい。承知しました。
1:11:32	もちろん技術的なところは審査会合で確認させていただくということにもなるとは思うんですけども、
1:11:37	そうですね、今まで我々規制庁が差分というふうに既認可からの差分というふうに申し上げてましたけれども、3号4号で作ってたりします。
1:11:50	3号と4号で作ったりはします。
1:11:53	ここが違いますっていう。
1:11:55	そういうのがあればなおのこと読みやすいのかなと思ったんですけども。
1:12:08	向こうの要求してる方に確認をさせていただいてるんですけども、
1:12:18	いえ、はい。
1:12:22	はい。
1:12:32	すいません。ではよろしいですかね。
1:12:37	規制庁岡本です。ではヒアリングを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。